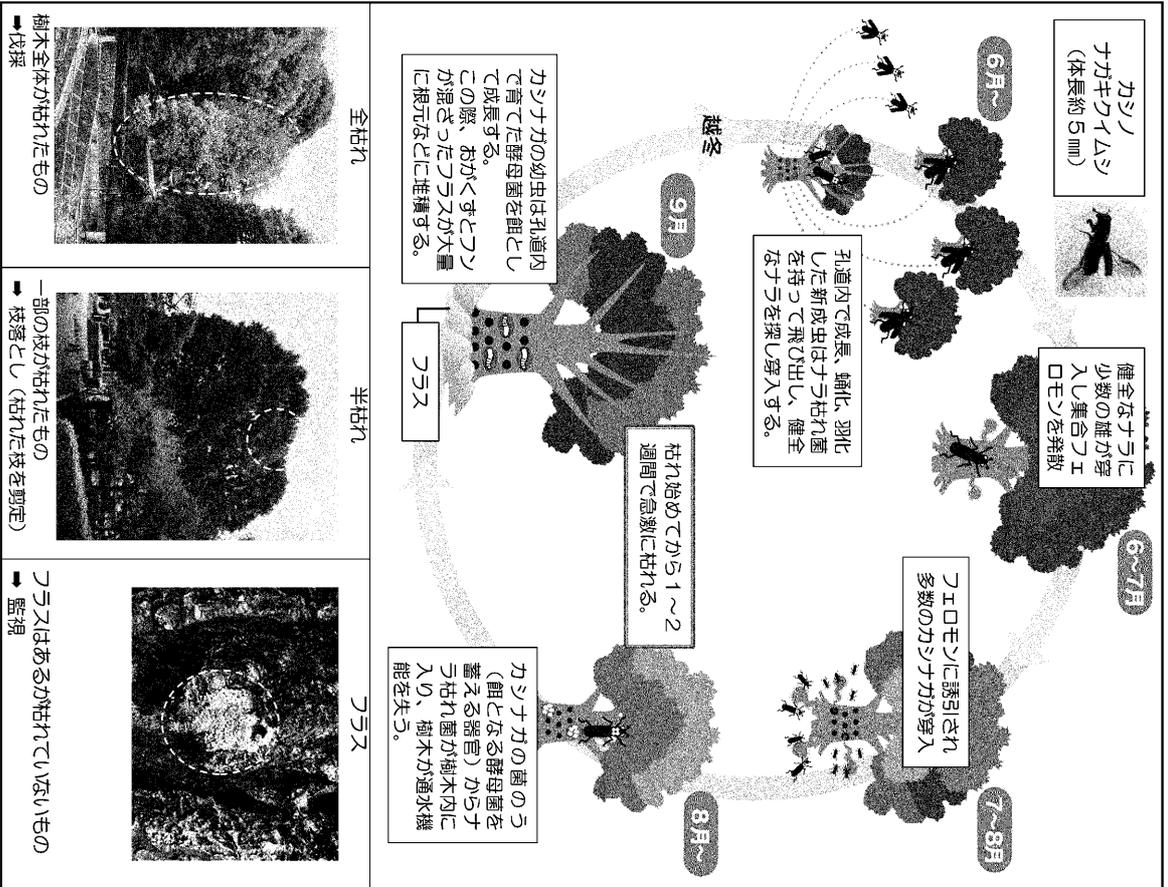


(図1) ナラ枯れの仕組み



「ナラ枯れ被害対策マニュアル改訂版」(平成27年3月一般社団法人日本森林技術協会) p.2の図1を元に当局が手を加え作成した。

7 利用者の安全を確保するため行うべき対処内容を指定管理者等に指示すべきもの

東部公園緑地事務所は上野恩賜公園を、西部公園緑地事務所は井の頭恩賜公園を直営で管理しており、この2か所を除く都立公園75か所、庭園7か所、霊園8か所、動物園4か所(以下「公園等」という。)は、指定管理者が管理している。

これらの公園緑地部が所管する公園等の緑地の割合は、都全体の1割に満たないことから、公園等のみについて、対象樹種への乗液注入によるカシナカの駆除や、シートによるカシナカの穿入防止などのナラ枯れの拡大防止策を実施しても効果的とは言えない。このため都は、ナラ枯れ被害に対処するに当たり、公園等の利用者が樹木や枝の落下などで被害を受けないよう管理することを主眼としている。

この場合、園地のうち、利用者が立ち入る可能性のある場所については、ナラ枯れ被害木が利用者等に被害を与えないよう、図1のとおり、全枯れは伐採、半枯れは枝落としを行い、これらの処置が完了するまでは、被害木が危険な状態にならないかを継続的に監視するなど対処内容を定める必要がある。

他県等のナラ枯れ被害の知見からは、全枯れの被害木も平均して1、2年は倒れないとされているが、必ずしも全ての全枯れがこの期間倒れないわけではなく、もとの樹勢や幹の本質によっては早期に腐朽して倒れる可能性を排除できない。

しかし、都は、各公園等のナラ枯れ被害木の伐採等を、通常の維持管理に要する指定管理料と別に、増額経費(注)を交付して行わせており、表2のとおり、指定管理者等に増額経費の概要について文書により説明しているものの、利用者の安全確保のために行うべき対処内容について、具体的に指示していない。

都は、利用者の安全を確保するために各公園等において行うべき対処内容を定め、指定管理者等に指示されたい。(建設局)

(注) 指定管理者が行う通常業務以外で、都が政策的に必要とする維持管理業務等を行うための経費

(表2) 維持管理に係る増額経費の概要

年度	経費説明の内容
令和3年度	枯損木(全枯れを主に一部半枯れを含む。)を伐採・倒木防止及び被害拡大対策に要する経費
令和4年度	安全性の確保や倒木による被害を最優先に伐採・倒木防止等の措置を実施する。

イ 各公園等の管理者が漏れなくナラ枯れ被害木の対処を行っていることを確認すべきもの

公園緑地部が所管する公園等のうち、園内の樹木を個別に把握する台帳を整備しているのは、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、多磨霊園、小平霊園と、植物園である神代植物公園だけであり、他の公園等については、園内の樹木を個別に把握できない状態となっている。

この状態において、公園緑地部は、表3のとおり、指定管理者に対して各公園等におけるナラ枯れ被害の状況を毎年度調査している。調査結果のうち、被害本数及び伐採本数は表4のとおりである。

この調査で部は、対処できない被害木の本数を報告するか、当年度新規被害数を報告するかを明確に指示していない。各公園のナラ枯れ被害木の伐採等を指定管理料の増額経費により行うことから、調査の目的は必要な増額経費を算出することであり、調査依頼を受けた指定管理者等は調査時点で対処していない被害本数を計上すべきところであるが、対処していない被害本数を計上しているか、新規被害本数を計上しているか明らかでない。

また、東部及び西部公園緑地事務所は、四半期ごとに、増額経費の執行状況を指定管理者に報告させており、その報告において、伐採本数の予定と実績を報告している。しかし、予定数量として前年度調査に基づく被害本数を増額経費の算定根拠と記載していることから、第3四半期の実績報告では、当年度に新たに発生した被害木を伐採していることにより、伐採本数が予定数量を上回る公園が多く見られる。

よって、令和元年度の被害の確認後、監査日（令和5年3月7日）現在まで、部及び両所は、対処すべき被害本数を把握できていないものと認められる。

また、部は、表4のとおり、令和3年9月から令和4年3月まで、令和4年11月から監査日現在までの期間について伐採本数を調査しておらず、また、指定管理者からの報告には伐採本数が記載されているが、監査日現在、伐採本数を集計するなど整理して把握していない。

よって、部は、伐採本数についても把握できていないものと認められる。さらに、部及び両所が調査している対処内容は、伐採本数のみであり、半枯れの枝落としてフランスのみの継続的な監視については報告させていない。

以上のことから、令和元年度の被害の確認後、監査日現在まで、対処すべき被害木に全て対処したかを確認できない状況となっている。

部は、被害の状況を的確に把握するとともに、利用者の安全を確保できるよう、各公園等の管理者が漏れなくナラ枯れ被害木の対処を行っていることを確認されたい。

(建設局)

(表3) 被害状況調査

通知日	依頼内容	把握内容
令和元.9.27	令和元9月末までの状況調査	フランスのみ、半枯れ、全枯れ別被害本数
令和2.9.17	令和2年9月末までの状況調査	フランスのみ、半枯れ、全枯れ別被害本数
令和3.12.3	令和3年10月～12月における状況調査	フランスのみ、半枯れ、全枯れ別被害本数
令和4.10.12	令和4年10月～12月における状況調査	フランスのみ、半枯れ、全枯れ別被害本数

(表4) 調査結果による被害本数と伐採本数 (単位：本)

区分	被害本数				伐採本数	
	令和元.9	令和2.9	令和4.4	令和4.11	令和2.1～令和3.8	令和4.4～令和4.10
調査時点						合計
全枯れ	110		6,284	5,985		
半枯れ	50	1,876	3,175	3,099	522	2,336
フランスのみ			6,179	12,491		2,858

ウ 被害予測に基づきナラ枯れ対策を行い経済的に安全を確保すべきもの

公園緑地部は、令和3年度に把握した被害木のうち、利用者の立ち入る可能性のある場所の全枯れは全て令和4年度で伐採するとして、表5のとおり、計画伐採本数を定め、予算を配付している。

令和4年度は9月に被害木が大量に増加することが見込まれ、このうち危険のある被害木は早急に伐採する必要が生じる。各公園等の管理者は、これに必要な予算を確保しておくため、令和4年度予算で伐採するはずの令和3年度の被害木を全数伐採できず、翌年度以降に持ち越すことになる。この結果、古い被害木ほど綿密な監視が必要となり、監視に必要な人工（延べ人員数）が増加する。さらに、監視対象となる被害木は年々大きく増えるため、倒木の危険性も増すこととなる。

ところで、部におけるナラ枯れ被害は令和元年度から確認され始めたものであるが、日本海側や西日本では平成12年頃から被害区域が拡大しており、ナラ枯れを初めて確認してから年度が進むにつれ被害が拡大する状況は、表6のとおり、日本海側・西日本の他県等において確認することができる。これらの年度推移を考慮し、幹周リ100cm以上のコナラ等の大径木を全て把握することで、公園ごとの被害予測は可能である。

さらに、被害木の周囲400mの大径木が翌年度に被害を受けやすいとされていることから、コナラ等の大径木を全て公園の平面図上で位置を記録しておくことで、より高い精度で被害予測を行うことができる。

このような被害予測に基づき計画伐採本数を定めて事業を行うことにより、翌年度のカシナガの羽化期までに全枯れを伐採することができ、半枯れの枝落としてについても対応可能となるため、最大限の安全を確保できる上に、継続的な監視に係る人工を削減できる。

また、被害木が危険な状態になる都度伐採するよりも、被害木を1工事でまとめて伐採・枝落とした方が規模の経済性により工費が節減できるため、経済的である。

部は、適切な被害予測を行うことにより、経済的に安全を確保できるようナラ枯れ被害への対処を行われたい。

(建設局)

(表5) 被害本数と計画伐採本数 (単位:本)

区分	報告被害本数				計画伐採本数 (利用者が立ち入る可能性のある場所 の被害木)				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	計
年度	110	6,284	5,985						
全枯れ	50	1,876	3,175	3,099	794	2,524	2,459		5,777
フラスのみ	249	6,179	12,491						

(表6) 他県における確認初年度からピークまでの被害本数の推移 (単位:本)

年度	広島県			鳥取県大山周辺		
	本数(注1)	構成比率	年度	本数(注2)	構成比率	
平成20年度	423	5.2%	平成25年度	370	1.3%	
平成21年度	1,361	16.9%	平成26年度	2,012	7.0%	
平成22年度	6,288	77.9%	平成27年度	6,736	23.5%	
			平成28年度	7,728	26.9%	
			平成29年度	11,859	41.3%	
合計	8,072		合計	28,705		

(注1) 広島県公式ホームページ 農林水産局森林保全課 「ナラ枯れ被害について」  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/naragare.html>

(注2) 鳥取県公式ホームページ 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課 「鳥取県のナラ枯れ被害状況の推移」  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/549829/Ronaraki10.pdf>

エ コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの

コナラ等の大径木は全枯れしやすく、全枯れが発生した場合、周辺の樹木も翌年度に被害を受けることとなる。全枯れした場合に伐採を行うと、毎年、同一箇所では伐採工事を行う必要が生ずる。

また、全枯れは9月頃に判明するが、伐採するまでの間、被害木の監視に維持管理要員が多く必要となる。

ナラ類は、本来、里山の薪炭等に使われていたもので、その用途で伐採されなくなつたために、カシナガの異常繁殖につながっているのであるから、枯死するリスクの高い大径木を対象に、森林の更新を進めることで、今後の被害発生を抑制することができる。

このような状況を考慮すると、全枯れ被害木の周辺の大径木を更新する方が経済的であり、カシナガの異常繁殖の防止となる。

部は、コナラ等の大径木について、経済的なナラ枯れ対策を検討されたい。

(建設局)

オ 公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を具体的に指示すべきもの  
 ナラ枯れでマニュアルによると、カシナガの飛散による被害拡大を防止するためには、被害木の伐採・抜根に当たり、カシナガが被害木から羽化脱出する前までに伐採・抜根を行い、薬剤を使用しなくん蒸処理を行ってカシナガを殺虫した上で処分するか、破碎・焼却処理を行うことによりカシナガの駆除を行うものとしている。

令和3年には、都の公園等では被害が広がり、拡大防止やカシナガの駆除を行える状態ではなくなっているが、都の公園がナラ枯れの感染源となり、公園外への被害拡大の原因となることは誠に慄むべきである。また、羽化後の新成虫は最大1km移動することが分かっており、伐採材の移動によるカシナガの飛散も避けるべきであるから、伐採材の処分には、カシナガの駆除等、被害拡大防止を図る必要がある。

ところで、西部公園緑地事務所は、表7の単価契約工事により、表8のとおり、ナラ枯れ被害木を伐採している。このうち、令和4年11月2日に伐採したクスギと令和3年度に伐採した被害木の全てについては伐採後すぐに伐採材を搬出し焼却処分している一方で、令和4年9月及び10月に伐採した3本については伐採後公園内に集積し、他の発生材とまとめて処分している。

所における対応を見ると、部は、最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を各公園等の管理者に具体的に指示する必要があったが、これを行っていない。

部は、都の公園等が被害拡大の原因とならないよう、最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を定めた上で、公園等の管理者に対し、具体的に指示されたい。

(建設局)

(表7) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
井の頭恩賜公園樹木管理その他委託(単価契約)	令和4.4.1~令和5.3.31	9,900,000
井の頭恩賜公園樹木管理その他委託その2(単価契約)	令和4.9.13~令和5.3.31	9,900,000

(単位:円)

(表8) ナラ枯れ被害により伐採した枯損木一覧

契約件名	伐採年月日	樹種	幹周	処分状況
井の頭恩賜公園樹木管理その他委託	令和4.9.27	コナラ	141	伐採後公園内にある発生材置き場に集積し、他の発生材とまとめて処分
井の頭恩賜公園樹木管理その他委託その2	令和4.10.13	クスギ	252	
	令和4.10.14	コナラ	255	
	令和4.11.2	クスギ	222	伐採後すぐに発生材を搬出し焼却処分

(単位:cm)

(重点監査事項) (歳出)

(2) 街路樹におけるナラ枯れ対策について

ア ナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行うべきもの

北多摩南部建設事務所は、都道のより安全な通行の確保を図るため、表9の「街路樹診断委託4北南の1(単価契約)」により、街路樹の健康状況を把握するとともに、問題のある樹木の適切な処置を行うための判定を行っている。

街路樹診断の報告書によると、表10のとおり、一部の樹木にナラ枯れの被害が発生しており、カシナガの駆除や伐採・抜根等の適切な処処が必要であるとされているものがあつた。

ところで、カシナガの飛散による被害拡大を防止するためには、被害木の伐採・抜根に当たり、カシナガが被害木から羽化脱出する前までに伐採・抜根を行い、薬剤を使用したくん蒸処理を行うことでカシナガを殺虫した上で処分するか、破砕・焼却処理を行うことによりカシナガの駆除を行うものとしている。

そこで、表10の被害木の対処状況について確認したところ、所は、判定結果が「不健全」とされている被害木について、表9の「街路樹維持工事及び管理委託西東京その2(単価契約)」により、令和5年1月20日に伐採・抜根の指示を行い、受注者は同年2月2日に伐採・抜根作業を実施していた。

しかしながら、監査日(令和5年2月13日)現在、所は、ナラ枯れ被害木の処分方法について、受注者に対して被害拡大防止に必要な対応を指示しておらず、処分状況の把握も行っていないことは、適切でない。

このことについて、所が、監査日以降に受注者に確認したところ、被害木は都外に搬出されて破砕・焼却されていた。

所は、街路樹におけるナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行われない。

(建設局)

(表9) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
街路樹診断委託4北南の1(単価契約)	令和4.7.23～令和5.1.10	24,156,770
街路樹維持工事及び管理委託 西東京その2(単価契約)	令和4.10.1～令和5.3.31	19,800,000

(単位：円)

(表10) ナラ枯れ被害木の診断結果について

(単位：cm)

No.	樹種名	幹周	診断年月日	判定(注)	判定理由
1	ワテバシイ	87	令和4.9.16	B2	根元から幹にかけて、穿孔性害虫による加害痕によるフラス多数あり、内部の腐朽も芯材などを中心に広がっていたため、今後腐朽進行が懸念される。根元の穿孔性害虫痕は、カシナガによるものと診断する。適切な処処が必要。
2	ワテバシイ	98	令和4.9.16	B2	車道側の根元に穿孔性害虫による加害痕からのフラスが多数あり、内部腐朽も芯材を中心に一方に集中して広がっていたため、今後腐朽進行が懸念される。根元の穿孔性害虫痕はカシナガによるものと診断する。適切な処処が必要。
3	ワテバシイ	91	令和4.9.16	C	幹や根元各所に穿孔性害虫痕が多数確認できる。この穿孔性害虫痕はカシナガと診断できたため、3月までに伐採抜根撤去を行い、伐採した幹や大枝・根株は全て薬剤にて殺虫処理が必要である。
4	ワテバシイ	296	令和4.9.28	B2	根元から幹にかけてカシナガによる被害が確認できる。根元から幹にかけて樹皮異常も著しく、一部枯れと腐朽も確認できたため、カシナガ加害による被害拡大が懸念される。また葉も良好なため、カシナガ駆除の早期対応を要する。

(注) B2：著しい被害が見られる C：不健全

イ 街路樹のナラ枯れ被害について被害状況の把握と対処方針の決定や情報提供を行うべきもの  
ナラ枯れ被害は、現在局が所管する公園等だけでなく、街路樹においても、指摘事項(2)アのとおり、被害が確認されている。

ナラ枯れワテバシイによると、樹木の伝染病であり、放置しておくこと広範囲に拡大し、被害が拡大して多数の枯損木が発生すると被害を抑えることが困難となることから、早期に被害の把握を的確に行い、発生初期段階で防除を行うことが最も重要であるとされている。

また、ナラ枯れ被害による街路樹の枯損に伴う枝折れや倒木は、道路交通機能に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、道路管理者である局は道路交通の安全確保のため街路樹の適切な管理が求められている。

しかしながら、街路樹のナラ枯れについて、街路樹を所管する公園緑地部は、街路樹の管理を行っている各建設事務所に対して、被害状況の把握、被害発生時の対処方法などの方針の決定や情報提供等を行っておらず、各所の判断で対策を実施せざるを得ないことから、指摘事項(2)アのような状況が発生することとなり、適切でない。

部は、街路樹のナラ枯れ被害について被害状況の把握、被害発生時の対処方法などの方針の決定や情報提供を行われない。

(建設局)

(歳出)  
(3) 単価契約工事について

局は、道路、橋りょう、河川、公園、事業地等を維持、管理することを目的として、設計を行った上で競争入札に付する総価契約工事では対応が困難な、即時性がありかつ1件400万円未満の小規模な工事を対象として、単価契約工事を各建設事務所、各公園緑地事務所、江東治水事務所において締結している。

単価契約工事は、維持補修に必要な工種を定め、工種ごとに単価により契約しておき、維持補修等が必要となった場合に契約の相手方に施工等を指示(以下「指示工事」という。)し、その出来高により対価を支払うものである。

維持補修等を統括する道路管理部、河川部及び公園緑地部は、表11のとおり、単価契約工事運用の手引等(以下「手引等」という。)により、指示工事の範囲、指示、施工、工事内容の確認方法等を定めている。

(表11) 単価契約工事運用の手引等

部名	手引等名称	対象
道路管理部	道路維持関係(単価契約) 運用の手引き	道路維持管理、事業地管理等
河川部	河川事業に係る単価契約運用の手引き	河川維持管理
公園緑地部	公園維持関係(単価契約) 実施要領	公園等の維持管理

ア 特殊製品組合せ費について

各所の単価契約工事の工種の設定について見ると、維持補修に必要な材料が極めて多種にわたり、全ての材料について単価を定めることができない。

このため、維持補修を統括している各部は、手引等により、工種として単価を定めていない内容の工事を行う場合は、局が定めている積算基準を準用して、次のように対応することとしている。工事に必要な労務費、材料費その他について設計を行う。労務費についてはその工事に必要な作業員や技師の歩掛(人工)を算定し、単価契約で定めている労務費を用いる。

材料費については、①積算基準において標準単価(注)を作成している場合は標準単価を、②標準単価にない場合には物価資料の単価を、③標準単価、物価資料のいずれにもない場合には見積書により単価を設定する。これらにより単価を設定した場合は、表12に例示するとおり、「特殊製品組合せ費(100,000円相当品)」のように金額のみを定めた工種として、材料の経費を支払う。

(注) 設計に当たって算出する工種について定期的に物価の調査を行い定めたもの

(表12) 特殊製品組合せ費の利用例

(単位：円)

設計単価	単価契約の支払内訳			
	工種	数量	単価	金額
788,800	特殊製品組合せ費	100,000円相当品	7個	100,000
	特殊製品組合せ費	10,000円相当品	8個	10,000
	特殊製品組合せ費	1,000円相当品	8個	1,000
	特殊製品組合せ費	100円相当品	8個	800
	合計			788,800

(ア) 工種として単価を定めていない内容の工事に当たり適正な方法により支払うべきもの

南多摩西部建設事務所では、表13の単価契約工事により、表14の指示工事を行っているが、契約で単価を定めていない工種を使用するため、表15①欄のとおり、積算基準に基づき設計金額を積算している。

本来、労務費については歩掛を使用し、普通作業員の工種により支払うとともに、材料費については特殊製品組合せ費で支払うべきところ、所は、設計金額を類似する工種の単価で除して数量を算出し(表15②欄)、類似の工種の単価にその数量を掛けた金額により支払っており(表15③欄)、適正でない。

所は、工種として単価を定めていない内容の工事に当たり、適正な方法により支払を行われない。

(表13) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
道路橋梁維持工事(4/入西その2) 単価契約	令和4.8.2~令和5.3.31	49,900,000

(表14) 指示工事の概要 (単位：円)

指示番号	施工概要	指示年月日	指示期限	金額
13	防護柵等取替工	令和4.9.9	令和4.9.12	90,535

(表15) 選った指示の概要 (単位：円)

① 工種を定めていないため設計積算				
種類別	工種名	数量	単価	設計単価
労務費	普通作業員	0.69人	22,300	15,387
材料費	4m×1.7m板	—	—	17,240
設計金額(A)				32,627
諸経費率率(B)				2,800
振替金額(C) = (A) × (B)				91,355
② 契約済み工種防護柵設置工(支柱 防護用 材料別途) (本当たりの単価15,345円(D))				
で指示するものとして設計金額(C)を除して数量(E)を設定				
91,355 (C) ÷ 15,345 (D) = 5.9 (E)				
③ ②で算出した数量で指示				
	工種名	数量	単価	金額
	防護柵設置工(支柱 防護用 材料別途)	5.9本	15,345	90,535

(イ) 機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの  
 南多摩西部建設事務所及び第四建設事務所では、表16のとおり、単価契約工事を締結している。これらの単価契約工事について、指示工事の内容を見たところ、次のとおり適正でない点が見受けられた。

(表16) 契約の概要 (単位：円)

事業所名	契約件名	契約期間	発注限度額
南多摩西部建設事務所	道路橋梁維持工事(4/八西その3) 単価契約	令和4.10.28～令和5.3.31	49,900,000
第四建設事務所	道路橋梁維持工事(4/八東その2) 単価契約	令和4.9.1～令和5.3.31	49,900,000
第四建設事務所	道路橋梁維持 単価契約(練-1)	令和4.4.1～令和4.10.31	43,400,000

a 南多摩西部建設事務所では、表17の指示工事を行っている。これらの指示工事において、契約で単価を定めない直径のコンクリート削孔について、表18のとおり、積算基準に基づき積算した設計金額(表18各指示工事の①欄)を、直径等が異なるコンクリート削孔の契約工種の単価で除して数量を算出(②欄)し、その工種の単価に数量を乗じた金額(③欄)により支払っている。

契約で工種として単価を定めない内容の工事を行う場合は、積算基準に基づき単価を積算した上で、労務費については歩掛を使用し、普通作業員等の工種により支払うとともに、材料費については特殊製品組合せ費で支払うべきところであるが、機械損料等(注)については支払方法を定めていない。

このため、所は機械損料等を含む設計金額(①欄)を支払うに当たり、設計金額に機械損料等を含む直径等異なるコンクリート削孔(②・③欄)の契約工種を使用したものである。しかしながら、実際には使用していない契約工種により支払うことは適正でない。

(注) 工事施行に必要な機械の使用に要する経費で、機械の償却費・維持修理費・管理費から構成されている。

b 第四建設事務所は、表19の指示工事において、契約で単価を定めない規格の薄層カラー舗装を行うため、物価資料の単価を用いて、表20のとおり、積算している。

この単価は、材料費・労務費・機械損料等から構成される複合単価であることから、契約で単価を定めた工種により支払うため、所は、材料費を物価資料から表21のとおり算出して特殊製品組合せ費により支払うとともに、労務費として、表20の積算金額から表21の材料費を差し引いた金額を、普通作業工の単価で除して数量を算出し、その数量により普通作業工として支払っている。

しかしながら、表20の薄層カラー舗装工の単価には機械損料等が含まれており、機械損料等は労務費ではないことから、複合単価から材料費を差し引いたものを労務費として支払うことは適正でない。

これらのように所が適正でない方法により工事費を支払っていることは、道路橋梁の維持補修を統括する道路管理部が、単価契約工事で契約していない工種を使用して即時性のある維持補修をする場合に、機械損料等の工事に係る経費を支払う方法を定めていないことによるものである。所は、機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善されたい。

(建設局)

(表17) 指示工事の概要 (単位：円)

契約件名	指示番号	施工概要	指示年月日	指示期限	金額
道路橋梁維持工事(4/八西その3)	4	防護柵設置	令和4.10.28	令和4.11.2	524,425
道路橋梁維持工事(4/八東その2)	63	手すり設置	令和4.11.25	令和4.12.7	2,922,900

(表18) 誤った指示の概要 (単位：円)

指示工事	誤った指示					
	工種	形状・寸法・摘要	数量	単価	諸経費等率(C)	設計金額(I)=A×B×C
① 工種を定めないため設計積算	コンクリート削孔(コ)	φ90mm以上100mm未満	11.0	6,481	2.840	202,466
	コンクリート穿孔機	H200mm以上400mm以下	孔			
② 契約済み工種コンクリート削孔(コンクリート穿孔機)	φ60mm以上64mm未満	以下で指示するものとして				
	単価19,000円(E)で設計金額(I)を除し数量(F)を算定					
③ ②で算出した数量で指示・支払	工種	形状・寸法・要	数量	単価	金額	
	コンクリート削孔(コ)	φ60mm以上64mm未満	10.6	19,000	(G)×E	201,400
④ 工種を定めないため設計積算	コンクリート削孔(コ)	φ110mm以上128mm未満	5.0	5,869	2.778	81,520
	コンクリート穿孔機	H200mm以上400mm以下	孔			
⑤ ②で算出した数量で指示	工種	形状・寸法・摘要	数量	単価	金額	
	コンクリート削孔(コ)	φ60mm以上64mm未満	4.6	17,682	(G)×E	81,337
⑥ ②で算出した数量で指示	コンクリート削孔(コ)	φ60mm以上64mm未満	4.6	17,682	(G)×E	81,337
	コンクリート穿孔機	H400mm以上600mm以下	孔			

(注) φ：直径、H：深さ

(表19) 指示工事の概要 (単位：円)

契約件名	指示番号	施工概要	指示年月日	指示期限	金額
道路橋梁維持 単価契約 (練-1)	76	車道舗装工	令和4.10.7	令和4.10.14	2,796,040

(表20) 未契約の薄層カラー舗装工の積算 (単位：円)

工種名	形状・寸法・摘要	数量	単価	設計単価
薄層カラー舗装工	「市場単価」樹脂系すべり止め舗装工RN-301	67.6m <sup>2</sup>	6,400	432,640
設計金額 ①				432,640
振替金額 ②	②=①×諸経費等率2.686			1,162,071

(表21) 薄層カラー舗装工の材料費の算出 (単位：円)

材料名	使用量	施工面積	数量	単価	設計単価
樹脂系「ペインゾー」	1.9kg/m <sup>2</sup>	67.6m <sup>2</sup>	128.4kg	1,420	182,328
硬質骨材	6.5kg/m <sup>2</sup>	67.6m <sup>2</sup>	439.4kg	227	99,744
トップコート	0.2kg/m <sup>2</sup>	67.6m <sup>2</sup>	13.5kg	860	11,610
設計金額 ①					293,682
振替金額 ②	②=①×諸経費等率2.686 (100円未満切捨て)				788,800

(ウ) 一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行うべきもの

積算基準によると、材料単価をカタログ価格により定める場合には、「実勢を考慮し公表価格の90%以下を設計単価とする。」とされており、各所は、一者見積りによる単価設定についても、カタログ価格の取扱いに準じている。

ところで、上記の記述については、令和4年2月の積算基準の改定(以下「新基準」という。)で削除されたが、新基準は同年4月以降に起工した工事が適用の対象であるため、第五建設事務所では、新基準が適用される同年4月より前に起工した単価契約工事については、見積金額に一律0.9を乗じて算定するよう決定していた。

表22の橋梁維持工事(江東区)単価契約においては、工種として単価を定めていない材料品を用いて、特殊製品組合せ費により支払っている。しかしながら、この単価契約工事は、令和4年4月より前に起工しており、起工時期に照らせば、一者見積りにより単価を決定する際に、見積価格に0.9を乗じて算定すべきところ、誤って新基準により見積価格をそのまま用いており、適正でない。

所は、一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行われたい。

(建設局)

(表22) 特殊製品組合せ費の利用状況 (監査日(令和5年2月28日)現在)

契約件名	契約期間	発注限度額	一者見積りの状況
橋梁維持工事(江東区)単価契約	令和4.4.1~令和5.3.31	20,000,000	13件 1,462,700円

(エ) 想定できる工種を設定し単価を定めるべきもの

北多摩南部建設事務所は、管内各河川において、表23のとおり、河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事の単価契約を締結している。

所は、表24の指示により、幹周りが300cmを超える樹木の枯損木処理及び高・中木支障枝剪定について、幹周りが300cm以下の工種で指示をしている。

このことについて、所は、該当する工種がないため、作業内容に最も近い工種を用いて指示をしたとしている。

しかしながら、工種として単価を定めていない内容の工事は、積算基準に基づき、見積書などにより単価を決定した上で、労務費は適正な歩掛を算定して普通作業員など適切な工種を、材料費は特殊製品組合せ費をそれぞれ使用して支払うべきところ、これを行っていないのは適正でない。

また、幹周りが300cmを超える樹木の枯損木処理や剪定については、令和3年度にも複数回実施しており、今後とも作業が想定できることから、工種を設定し単価を定めておく必要があるが、工種を設定していないことは適正でない。

所は、想定できる工種を設定し単価を定められたい。

(建設局)

(表23) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事その1 (単価契約)	令和4.4.1~令和4.9.30	9,900,000
河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事その2 (単価契約)	令和4.10.1~令和5.3.31	9,900,000

(単位：円)

(表24) 工種の幹周りと実際の幹周りが異なる指示 (抜粋)

(単位：円)

契約件名	指示番号	指示日	工種内容	数量	単価	金額	実際の幹周り
河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事その1	13	令和4.8.23	高・中木支障枝剪定運搬	4本	801	3,204	361cm
			高・中木支障枝剪定(落葉樹)	4本	73,769	295,076	280cm
河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事その2	3	令和4.10.19	枯損木処理運搬	2本	22,865	45,730	257cm
			枯損木処理 吊切り	2本	710,087	1,420,174	334cm

(オ) 特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴収すべきもの  
 南多摩東部建設事務所及び江東治水事務所は、表25の契約により、表26のとおり、指示工事  
 において特殊製品組合せ費を用いているが、所が見積書を徴収せず、単価契約の相手方に口頭で確認  
 した内容に基づき指示を行い、事後に見積書や納品書を徴収しており、適正でない。  
 各所は、特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴収されたい。

(建設局)

(表25) 契約の概要

事業所名	契約件名	契約期間	発注限度額
南多摩東部建設事務所	河川維持工事(単価契約・多摩その1)	令和4.4.1～令和4.10.31	15,000,000
南多摩東部建設事務所	河川維持工事(単価契約・町田東その1)	令和4.4.1～令和4.10.31	20,000,000
南多摩東部建設事務所	河川維持工事(単価契約・多摩その2)	令和4.11.1～令和5.3.31	15,000,000
江東治水事務所	事業予定地等維持工事(単価契約)	令和4.4.1～令和5.3.31	5,000,000

(単位：円)

(表26) 見積書の徴収が適正でない指示工事

事業所名	契約件名	指示番号	施工概要	指示年月日	金額 うち特殊製 品組合せ費	見積書 徴収日
南多摩東部建設事務所	河川維持工事 (多摩その1)	1	転落防止柵補修工	令和4.5.10	200,850	令和4.5.15
		2	転落防止柵補修工	令和4.6.15	50,700	令和4.5.15
		3	河道内鋼矢板切断工	令和4.6.22	3,234,944	令和4.5.15
		4	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.5.18	1,280,000	令和4.5.15
		5	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.5.19	984,100	令和4.5.25
		6	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.6.10	414,000	令和4.5.25
		7	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.5.19	339,900	令和4.5.20
		8	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.6.22	277,000	令和4.5.20
		9	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.5.29	276,400	令和4.5.20
		10	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.7.8	163,000	令和4.5.30
		11	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.7.12	63,650	令和4.7.14
		12	河道内鋼矢板転落防止柵補修工	令和4.9.15	42,200	令和4.7.14
		河川維持工事 (町田東その1)	河川維持工事 (町田東その1)	13	車止め取替工	令和4.7.20
14	車止め取替工			令和4.9.15	555,200	令和4.7.25
15	車止め取替工			令和4.7.27	18,970	令和4.8.1
河川維持工事 (多摩その2)	河川維持工事 (多摩その2)	16	注意喚起ステッカー補修工	令和4.8.8	240,570	令和4.8.21
		17	車止め固定、調査・補修	令和4.9.15	227,700	令和4.8.21
		18	落書き撤去	令和4.6.1	20,768	令和4.6.13
江東治水事務所	事業予定地等維持 工事	19	落書き撤去	令和4.6.15	1,300	令和4.6.13
		20	落書き撤去	令和4.9.2	225,720	令和4.9.8
		21	落書き撤去	令和4.9.14	22,000	令和4.9.8
江東治水事務所	事業予定地等維持 工事	22	転落防止フェンスの補修	令和4.10.3	50,120	令和4.10.15
		23	転落防止フェンスの補修	令和4.10.17	2,300	令和4.10.15
		24	シートバイアル(注)の養生	令和4.11.1	144,725	令和4.11.5
25	シートバイアル(注)の養生	令和4.11.15	85,800	令和4.11.5		
26	シートバイアル(注)の養生	令和4.11.15	360,800	令和4.11.5		
27	シートバイアル(注)の養生	令和4.11.29	126,000	令和4.11.18		

(単位：円)

(注) 鋼矢板のこと

(カ) 正しい工種により工事を行うべきもの  
 南多摩東部建設事務所は、表27の契約において、表28のとおり、調査等作業労務費(測量技  
 師工、測量技師補工)の工種を定めている。  
 所は、表29の指示工事を行うに当たり、現況測量及び現況平面図・横断面図作成を、表30のと  
 おり、特殊製品組合せ費を用いて行っている。  
 本来、現況測量等には、表28の測量技師工等の工種を用いるべきであり、特殊製品組合せ費は  
 材料費に用いるべきであるのに、労務費に用いていること、使用できる工種があるのに特殊製品組  
 合せ費を用いていることとなり、適正でない。  
 所は、正しい工種により工事を行われない。

(建設局)

(表27) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
河川維持工事(単価契約・多摩その1)	令和4.4.1～令和4.10.31	15,000,000

(単位：円)

(表28) 調査等作業労務費の工種

工種・細別	形状・寸法・適用	単位	単価
測量技師工	測量技師作業量相当分	日	79,630
測量技師補工	測量技師補作業量相当分	日	61,110

(単位：円)

(表29) 指示工事の概要

指示番号	施工概要	施工場所	指示日	金額
12	現況現況測量(護岸補修検討のための現況測量)及び手摺設置工	三沢川左岸最上流	令和4.8.3 令和4.9.15	752,800

(単位：円)

(表30) 指示番号12の指示工事における調査等作業労務費の支払状況

工種	数量	単位	金額	
			特別製品組合せ	特別製品組合せ以外
測量士による現況測量及び現況平面図・横断面図作成	51	個	510,000	8,000
特別製品組合せ	10,000円相当			300
特別製品組合せ	1,000円相当			300
特別製品組合せ	100円相当			300
合計				518,300

(単位：円)

イ 即時性の認められない工事等について絵面契約により施行すべきもの  
 東京都公園緑地事務所は、都立高井戸公園の未開園部分の管理のため、表31のとおり単価契約工事を締結し、監査日(令和5年2月15日)現在、6件の指示工事を行っているが、これらのうち、表32に記載の指示工事については、いずれも工事の内容に即時性が認められず、適正でない。所は、即時性の認められない工事等について絵面契約により施行されたい。

(建設局)

(表31) 契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
高井戸公園園地改修工事(単価契約)	令和4.4.1～令和5.3.31	15,000,000

(単位：円)

(表32) 指示工事の概要

指示番号	指示日	金額	内容	即時性のない点
1	令和4.4.1 令和4.8.17	2,657,551	開園地と未開園地を隔てるフェンスのメンテナンスを前年度から継続するもの	前工事(南地区東側部の整備工事)時設置したフェンスを継続して設置するもの
4	令和4.7.14 令和4.9.8	234,300	健康遊具広場の片面表示の説明版を片面表示に変更	南地区東側部の管理部門の引継ぎに伴う修正工事であり、即時性がな
5	令和4.7.21 令和5.3.31	2,431,300	開園に伴い仮設トイレを設置	南地区東側部のトイレ建設工事の契約不備により、開園に当たり仮設トイレを設置したもの

ウ 実際に施工した内容のとおり工事費を支払うべきもの

単価契約工事では、受注者から提出される工事写真により、工事内容、数量を確認し、完了届に添付させている工種別内訳書が正確であることを確認した上で、工事費を支払っている。しかしながら、第二建設事務所、第三建設事務所及び西部公園緑地事務所において、次のとおり、実際の施工内容と支払内容が異なっている事例が見受けられた。各所は、実際に施工した内容のとおり工事費を支払われたい。

(ア) 第二建設事務所は、表33の事業予定財産等管理施設設置依頼書に基づき、表34の単価契約工事により、表35のとおり、防護舗装及びフェンスの設置を行っている。

所は、指示番号30の指示工事により敷地全面に舗装を行った後、続けて行った指示番号35の指示工事の工事写真を見ると、表36のとおり、フェンス及び門扉の基礎部分の舗装を撤去しているが、撤去に係る工事費を支払っていない。  
 フェンス等の設置は当初から依頼されているのであるから、指示番号30の指示工事において、フェンス等の設置箇所を避けて防護舗装を行っていれば、指示番号35の指示工事における舗装の切替・破碎・処分は不要であった。  
 しかしながら、実際に行った工事については、工事費を支払うべきであり、所が撤去に要する工事費8万326円(内訳は表37のとおり)を支払っていないことは適正でない。

(表33) 事業予定財産等管理施設設置依頼書の概要

依頼日	発信者	宛先	面積	依頼事項
令和4.5.31	用地第一課長	工事第一課長	380,96㎡	防護処理 ネットフェンス・車両通行可能な門扉の設置

(表34) 契約の概要

件名	契約期間	発注限度額
事業地管理工事(単価契約) その3	令和4.4.1～令和5.3.31	122,000,000

(表35) 指示工事の概要

指示番号	指示日	指示期限	内容	金額
30	令和4.6.15	令和4.6.30	防護舗装	3,819,992
35	令和4.7.4	令和4.7.15	ネットフェンス・門扉設置	1,398,908

(表36) 指示工事の概要

指示番号	指示日	指示期限	内訳	工事写真により判断できる 支払金額に含まれていない施工内容
35	令和4.7.4 令和4.7.15	令和4.7.15	金網柵張立・開縁取付工 中間・端部支柱設置工 普通作業工 交通誘導警備員費 門扉(特殊製品組合せ費) 合計	440,188 230,120 41,950 128,850 557,800 1,398,908
			フェンス等基礎部分舗装撤去 舗装版切替18.8m 舗装版破砕18.8m×1.1m=20.6㎡ 建設廃材処理20.6㎡×0.06m=1.2㎡	

(表37) 工事費が支払われていない施工内容及び金額（監査事務局試算）（単位：円）

細別番号	工種・細別	数量	単位	単価	金額
9	舗装版切断 (15cm以下)	18.8	m	1,780	33,464
19	舗装版破砕 (4cm超10cm以下)	20.6	m <sup>2</sup>	550	11,330
46	建設廃材処理費アスコン塊	1.2	m <sup>3</sup>	29,610	35,532
合計					80,326

(イ) 西部公園緑地事務所は、管内の未開園地における日常管理及び陳情・災害対応のため、表38のとおり単価契約を締結している。これら単価契約に基づく指示工事のうち、表39のとおり、11件において、工事施行前の現地調査費等として普通作業員の工種を計上しているが、受注者が現地調査等を実施したことが確認できる調査報告書や写真を確認しないまま工事費を支出しており、適正でない。

この結果、工事費の支出に当たっては、合計で25万7,450円が過大となっている。

(表38) 契約の概要（単位：円）

契約件名	契約期間	発注限度額
西部公園緑地事務所管内未開園地樹木管理その他委託（単価契約）	令和4.9.22～令和5.3.31	9,900,000
神代植物公園ほか未開園地樹木管理その他委託（単価契約）	令和4.4.1～令和5.3.31	9,900,000

(表39) 指示工事における現地調査等の実施状況

(単位：日、円)

契約件名	指示番号	指示年月日	作業内容	工種	数量	単価	金額
西部公園緑地事務所管内未開園地樹木管理その他委託	1	令和4.11.17	現地調査	普通作業員	0.5	40,300	20,150
	5	令和4.12.13	現地調査等	普通作業員	0.5	40,300	20,150
	7	令和5.1.6	現地調査等	普通作業員	0.5	40,300	20,150
	9	令和5.1.13	調査等	普通作業員	0.5	40,300	20,150
	1	令和4.5.9	打合せ・現地調査	普通作業員	0.5	39,300	19,650
	2	令和4.5.26	打合せ・現地調査	普通作業員	0.5	39,300	19,650
	3	令和4.5.27	打合せ・現地調査	普通作業員	0.5	39,300	19,650
	4	令和4.6.16	樹木調査	普通作業員	0.5	39,300	19,650
	11	令和4.8.3	現地打合せ 樹木調査 道路使用申請 (令和4.7.27付)	普通作業員	1.5	39,300	58,950
神代植物公園ほか未開園地樹木管理その他委託	13	令和4.9.2	調査等	普通作業員	0.5	39,300	19,650
	15	令和4.9.5	現地調査	普通作業員	0.5	39,300	19,650
	合計						257,450

(ウ) 第三建設事務所は、管内の街路樹の維持管理のため、表40のとおり単価契約を締結している。これらにより表41の指示工事を行っているが、完了内訳書において、普通作業員の数量を算出するための基礎となる作業時間数の合計を誤っており、適正でない。

この結果、表41のとおり工事費が合計で5万5,220円過大となっている。

(建設局)

(表40) 契約の概要（単位：円）

契約件名	契約期間	発注限度額
街路樹維持管理（杉並工区南）その1単価契約	令和4.4.1～令和4.10.31	20,900,000
街路樹維持管理（杉並工区南）その2単価契約	令和4.11.1～令和5.3.31	20,900,000

(表41) 工事費の過大金額（単位：日、円）

契約件名	指示番号	工種	単価	数量	金額	差額（誤-正）
街路樹維持管理（杉並工区南）その1	5	普通作業工	67,400	正	1.6	107,840
				誤	1.9	128,060
街路樹維持管理（杉並工区南）その2	3	普通作業工	70,000	正	3.5	245,000
				誤	4.0	280,000
合計						55,220

(歳出)

(4) 工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急起工によらずに工事を行うべきもの

北多摩南部建設事務所は、一般部道武蔵野沿線(第114号)松原通りに関して、道路擁壁(コンクリート矢板)に劣化が生じていることから、その抑止対策の検討を行うため、令和2年度に、表42のとおり、「擁壁改修に伴う構造物詳細設計(2北南の1)」(以下「詳細設計」という。)を行った。その後、令和4年8月に東京都工事施工規程(昭和38年東京都訓令第10号)第15条に基づき緊急起工により、「道路擁壁補強工事(4北南の1)(緊急施行)」(以下「擁壁補強工事」という。契約の概要は表42のとおり。)を行い、大型土のうを使用した抑え盛土による補強対策を実施している。

擁壁補強工事の起工理由は、次のとおりである。

① 工事箇所は、道路擁壁の変位状況について平成22年度から定期的な測量を実施し、令和2年度からは図2のとおり、詳細設計において限界傾斜角を設定し、動態観測を実施してきた。令和4年1月の測量結果で、限界傾斜角との差が1度を下回るような状況の測定地点が2か所で判明したため、当該箇所について早期に擁壁の変位を抑制する対策を実施する必要性が生じた。

② この対策として、大型土のうを設置するため民有地を使用することが不可避であるが、土地の使用計画等について、令和4年7月5日に地権者との折衝を行った結果、同年8月5日に地権者から土地の無償使用承諾が得られた。

ところで、令和2年度に実施した詳細設計の報告書によると、工事箇所2地点については、表43のとおり、令和3年1月時点の測量結果で、既に限界傾斜角まで1度を下回っていることが認められた。また、報告書では、工事による道路通行止めが不可であるため民有地の借地を前提として対策を検討しており、申し送り事項として、すぐに施工に着手できるよう事前に地権者との調整を終わらせておくことが望ましいとしている。

緊急起工は、災害対策又は不測の突発的事故対策として、競争入札による契約手続を行わずに施行するものであり、競争性・公平性が確保されないことから、工事の施行に当たっては、必要性・合理性が認められる範囲で最小限の内容としなければならないものである。

しかしながら、擁壁補強工事について見ると、詳細設計の報告時点で、測量結果が既に所で定める限界傾斜角まで1度を下回っていること、地権者との調整が必要であることが判明しているものであるから、詳細設計が完了した段階から工事の起工準備や地権者との調整を進めておくことで、緊急起工による工事発注を回避できたものである。

(建設局)

(表42) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
擁壁改修に伴う構造物詳細設計(2北南の1)	令和2.10.21~令和3.3.8	2,156,000
道路擁壁補強工事(4北南の1)(緊急施行)	令和4.8.9~令和4.10.31	22,220,000

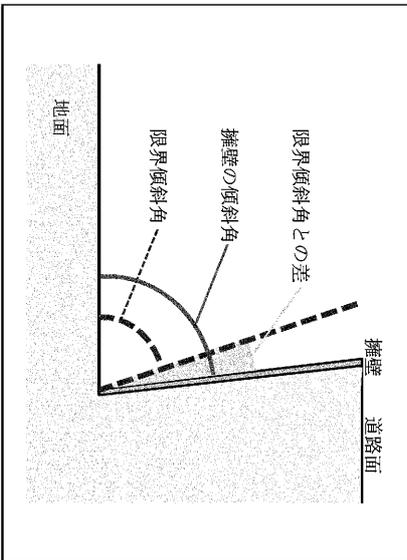
(単位：円)

(表43) 工事箇所2地点の令和3年1月の測量結果

工事箇所	限界傾斜角	擁壁の傾斜角	限界傾斜角との差
L7付近	83.75	84.63	0.88
L10付近	83.50	84.23	0.73

(単位：度)

(図2) 擁壁の限界傾斜角(イメージ)



(歳出)

(5) ろ材の交換及び循環ポンプの更新について一括して契約を行うべきもの

東部公園緑地事務所が所管する葛西臨海水族園には、展示生物の生命維持のため、水槽内の水の温度調節やろ過して循環利用するための装置が、展示場所のバックヤードに系統別に設置されている。そのうち、水を通して汚れを除去するための砂等のろ材は定期的な清掃と交換を要し、循環ポンプは運転状況を見て更新する必要がある。

ところで、所は、ろ材の交換と循環ポンプの更新を分割し、表44のとおり、契約を締結している。

しかしながら、

① ろ材の交換・循環ポンプの更新ともに水処理装置の業者であれば受注可能であり、表44の契約の入札状況について見ると、応札者が重複している

② 過去5年の同種の工期を見ると、表45のとおり、ほぼ同じ工期で発注している

③ 一本の契約として発注すると、表46のとおり、329万4,500円設計金額を低減することができ

ことから、分割せず、一本の契約として発注することが経済的である。

所は、ろ材の交換及び循環ポンプの更新について、一括して契約を行わたい。

(建設局)

(表44) 契約の概要

契約件名	概要	契約期間	契約金額
葛西臨海水族園水処理施設設備改修工事	循環ポンプ17台の更新	令和4.9.23～ 令和5.2.28	36,784,000
葛西臨海水族園水処理施設設備改修工事 (その2)	ろ過槽32槽に使用する ろ材の交換	令和4.10.1～ 令和5.2.28	36,190,000

(単位：円)

(表45) 過去の発注状況

年 度	循環ポンプの更新	ろ過装置のろ材の交換
平成30年度	なし	起工 平成30.8.30 工期 平成31.2.28
令和元年度	起工 令和元.5.31 (契約不調) 工期 令和2.2.28	起工 令和元.7.11 工期 令和2.2.28
令和2年度	(1回目) 起工 令和2.4.9 (契約不調)	起工 令和2.8.3 工期 令和3.2.26
	(2回目) 起工 令和2.10.26 工期 令和4.2.10 (契約変更後 令和4.5.20)	起工 令和3.8.10 工期 令和4.8.9
令和3年度	起工 令和3.7.12 工期 令和4.2.28 (契約変更後 令和4.3.18)	起工 令和4.8.9 工期 令和5.2.28
令和4年度	起工 令和4.8.2 工期 令和5.2.28	起工 令和5.2.28

(表46) 一本の契約とした場合との差額 (設計金額、監査事務局試算)

(単位：円)

区分	設計金額
現 葛西臨海水族園水処理施設設備改修工事	36,789,500
葛西臨海水族園水処理施設設備改修工事 (その2)	39,255,700
合計 ①	76,045,200
一本の契約とした場合 ②	72,750,700
差額 (②-①)	△ 3,294,500



(表52) 契約金額を変更すべき額の試算

区分	単位	契約数量 (A)	実績数量 (B)	増減 (C=B-A)	単価 (D)	金額 (E=C×D)
高木冬期予定	本	1	0	△ 1	3,700	△ 3,700
幹周 60cm未満	本	27	18	△ 9	8,900	△ 80,100
幹周 120～180cm未満	本	85	100	15	15,500	232,500
幹周 180～240cm未満	本	1	1	0	20,300	0
剪定枝葉等処理費	t	24	32	8	13,200	105,600
直接作業費計 ①						254,300
諸経費 ②						439,031
委託価格 ③=①+②						693,331
消費税及び地方消費税						69,333
委託料計						762,664

(単位：円)

(歳出)

(8) 廃棄物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に自ら委託すべきもの  
 第六建設事務所は、千住庁舎及び所管工区等の建物及び附帯設備等を管理するため、表53のとおり、庁舎建物及び敷地内緑地管理委託契約をAと締結しており、汚水槽及び雑排水槽の清掃もこの委託により行っている。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、その廃棄物の運搬・処分を委託する場合は、許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないと定めている。

そこで、汚水槽及び雑排水槽の清掃の際に発生する廃棄物である汚泥の運搬・処分の状況について見たところ、表54のとおり、受託者Aが許可を受けた者であるB及びCに行わせていることが認められた。廃棄物の運搬・処分は、排出事業者である所が許可を受けた者に委託すべきところ、これを行っておらず、適正でない。

所は、廃棄物の運搬・処分を行うに当たっては、許可を受けた者に自ら委託されたい。

(建設局)

(表53) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
庁舎建物及び敷地内緑地管理委託	令和4.4.1～令和5.3.31	5,764,000	A

(単位：円)

(表54) 汚水槽及び雑排水槽の清掃作業状況

汚水槽及び雑排水槽の種類	作業内容	作業実施者
汚水槽清掃の際に発生した一般廃棄物（汚泥）の運搬		A
雑排水槽清掃の際に発生した産業廃棄物（汚泥）の運搬		B
雑排水槽清掃の際に発生した産業廃棄物（汚泥）の処分		C

(歳出)

(9) 清掃業務委託について

第三建設事務所は、新宿歩行者専用地下道ほか清掃委託契約（以下「清掃委託」という。契約の概要は表55のとおり。）により、井荻地下歩道及び飯田橋せせらぎ（注）の清掃を表56のとおり行っている。

そこで、清掃委託の履行状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(注) 飯田橋地区第一種市街地再開発事業の公共施設（水路・緑地）として、飯田橋本水路を立体化して整備された施設

(表55) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
新宿歩行者専用地下道ほか清掃委託	令和4.4.1～令和5.3.31	54,450,000

(単位：円)

(表56) 清掃委託の内容（抜粋）

清掃箇所	1回当たりの作業面積等	年間清掃回数	単価	金額
床	11.2a	52回	2,540	1,479,296
壁面・柱	8.7a	12回	1,050	109,620
井荻地下歩道（定期清掃）	5.1a	6回	1,400	42,840
ボラード	5本	6回	50	1,500
ベンチ	4個	6回	50	1,200
飯田橋せせらぎ（日常清掃）	20.3a	104回	450	950,040

(単位：円)

ア 委託内容の変更により契約変更手続を行うべきもの

井荻地下歩道では、所が別途改修工事を施行しており、当初、令和4年3月までに工事が完了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、同年8月に変更となった。このため、所は、改修工事の対象面積が清掃できなくなったとして、表57のとおり、清掃委託における井荻地下歩道の清掃の回数及び面積を減じて履行させている。

本来、委託内容を減少させるに当たっては、あらかじめ契約内容を変更する必要があるが、所はこれを行わないまま、作業内容を減少させており、適正でない。

所は、委託内容の変更により、契約変更手続を行われたい。

(建設局)

(表57) 仕様書と履行内容の相違

区分	1回当たりの作業面積等		仕様書と相違する作業の回数
	仕様書の定め	履行内容	
床	11.2a	5.6a	17回
壁面・柱	8.7a	4.3a	4回
天井	5.1a	2.6a	2回
ボラード	5本	実施せず	2回
ベンチ	4個	実施せず	2回

イ 合理的な理由に基づき委託内容を変更すべきもの  
 所は、表58のとおり、契約変更を行わないまま、仕様書の定めによらず、清掃回数や面積を増加するよう指示している。  
 しかしながら、清掃箇所における衛生環境の突発的な悪化などといった合理的な理由がないにもかかわらず、所が清掃回数等を増加させていることは、適正でない。  
 この結果、表59のとおり、26万7,364円が不経済支出となっている。  
 所は、合理的な理由に基づき委託内容を変更されたい。

(建設局)

(表58) 仕様書の定めによらず清掃回数や作業面積を増加した清掃箇所

清掃箇所	増加した期間	増加内容	履行実績の増加分
井萩地下歩道 (定期清掃)	床	清掃回数を8回増加 (11.2g/回)	89.6a
	ボラード	清掃回数を2回増加 (5本/回)	10本
飯田橋せせらぎ (日常清掃)	ベンチ	清掃回数を2回増加 (4個/回)	8個
		作業面積を0.9a増加 (総作業回数96回)	86.4a

(表59) 不経済支出額 (監査事務局試算)

(単位：円)

清掃箇所	単価 (A)	清掃実績の増加分 (B)	不経済支出額 (A×B)
井萩地下歩道 (定期清掃)	床	89.6a	227,584
	ボラード	10本	500
飯田橋せせらぎ (日常清掃)	ベンチ	8個	400
		86.4a	38,880
合計			267,364

(歳出)  
 (10) フライナンス・リース契約について  
 道路管理部、公園緑地部及び土木技術支援・人材育成センターは、リース契約により機器等を調達しているが、これらの契約について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

ア 契約目途額の積算に当たりリース料と保守料等とに区分して算定すべきもの

リース契約における契約目途額の積算に当たっては、リースと保守等との性質が異なることを前提として、各機器等の価格の合計にリース料率を乗じて月額額のリース料を、保守等の対象である機器に対する保守料等をそれぞれ算定する必要がある。

しかしながら、両部及びセンターは、表60の契約において、徴収した参考見積りをもとに、リース料・保守料等の内訳のない月額を契約目途額として定めており、適切でない。  
 両部及びセンターは、契約目途額の積算に当たり、リース料と保守料等とに区分して算定されたい。

(表60) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (月額)	所管部所
モバイルルーターの借上げ	令和3.4.1～令和6.3.31	61,380	道路管理部
デジタルMCA無線機の借り入れ	令和2.10.1～令和7.9.30	1,203,510	公園緑地部
地盤情報システム機器等の借入れ	令和3.3.1～令和7.4.30	104,500	土木技術支援・人材育成センター

イ フライナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料等とを明確に区分して把握すべきもの  
 保守を含むリース契約について、再リース時には、一般的にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、当初の契約において、リース料と保守料等とを分けて把握しておく必要がある。

このことについて、デジタルサービス局では、システム仕様書標準作成手順書の中で、リース契約に関する仕様書に「契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を作成、提出すること。」と定めている。これはシステム関係のリース契約のみならず、リース契約全般において有効であるから、月額リース料と保守料等の明細が記載された内訳書を提出するよう仕様書に記載し、契約締結後に相手方から内訳書を提出させることが効果的である。

しかし、両部及びセンターは、表61の契約において、監査日(令和5年3月7日)現在、月額リース料、保守料等の明細が記載された内訳書を相手方から提出させておらず、適切でない。  
 両部及びセンターは、リース契約の締結に当たり、リース料と保守料等とを明確に区分して把握されたい。

(建設局)

(表61) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (月額)	所管部所
道路管理システム用端末機の借入れ	平成30.4.1～令和5.3.31	179,280	道路管理部
モバイルルーターの借上げ	令和3.4.1～令和6.3.31	61,380	
道路河川占用物件管理システムにおける機器の借入れ(令和2年度更改)	令和3.2.1～令和8.1.31	115,280	
デジタルIC正無線機の借り入れ	令和2.10.1～令和7.9.30	1,203,510	公園緑地部
東京都公園管理システムに係る運用機器の賃借	平成29.10.17～令和4.9.30	120,312	
地盤情報システム機器等の借入れ	令和3.3.1～令和7.4.30	104,500	

ウ 再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの

賃貸借契約について、財務局は「東京都契約事務規則第37条第1項の規定に基づく標準契約書の制定等について」(平成10年1月19日付9財経総第1192号財務局長通知)の中で、代替品の提供について定めている。

これを受け、標準契約書第14条第1項では、表62のとおり、物件が使用不可能となった場合、速やかな回復が困難であるときは、同等の物件の提供を求めるとしている。これにより、保守によっても機器の機能が速やかに回復しない場合の業務の継続性を担保している。

ところで、契約事務規則第38条及び第39条によると、契約金額が150万円未満の契約においては、契約書の作成を省略し、契約の相手方から請書を提出させることができるとしている。物件の借入契約の請書様式は、契約事務規則別記第3号様式の7に定められているが、当該様式には代替品の提供に係る条項が含まれていない。したがって、契約書に代えて請書により契約を行う際には、別途、仕様書に代替品の提供について定めなければ、代替品の提供を受けることについて契約上保証されない。

しかしながら、両部は、表63の再リース契約に当たり、請書により締結しているが、仕様書により代替品の提供を定めておらず、適正でない。

両部は、再リース契約を請書により締結する場合に、代替品の提供について仕様書に定められない。

(建設局)

(表62) 標準契約書 第14条第1項

賃貸人は、この物件が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、賃借人の業務に支障を来さないよう、この物件と同等の物件を賃貸人の負担で賃借人に提供するものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

(表63) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (総額)	所管部
道路アセットマネジメントシステム用サーバー機器等の借入れ(再リース)	令和4.4.1～令和5.3.31	828,960	道路管理部
東京都公園管理システムに係る運用機器の賃借(再リース)	令和4.10.1～令和5.3.31	472,494	公園緑地部